

農用地区域除外の申し出における連絡事項・注意事項

- ・農振除外とは、個々の申出に対する審査を経て農業振興地域整備計画の変更を行うことです。
- ・追加書類や追加説明等をお願いする場合がありますが、同時期に提出された申出のうち1つでも遅れが出ますと全体の審査の遅れとなります。ご協力をお願いいたします。
- ・申出の前に必ず農業委員会事務局に農地転用や農業者年金等をご相談のうえ、申出してください。農地区分の確認には1週間程度かかる場合があります。
- ・計画している内容が開発行為にあたるかどうか、また開発行為にあたる場合は許可基準を満たしているのか必ず開発指導課にご相談のうえ申出してください。
- ・その他事業完了に必要な許認可についても、許認可の見込みを確認してください。見込みがない場合は受け付けできません。
- ・除外申出書の標準的な処理期間（農振除外が完了するまでの期間）は、9～10ヶ月ですが、関係機関の協議により、さらに時間がかかる場合があります。
- ・受付により、除外が保障されるわけではありません。協議により除外が不可となる場合もあります。